

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和5年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月22日

島根県監査委員	高橋雅彦
同	田中明美
同	山口和志
同	三島明

令和5年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項及び意見	対応方針・措置状況
<p>I 総括</p> <p>1 改善等を要する事項</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指定管理業務の一部が実施されていないもの</p> <p>島根県立青少年の家指定管理業務仕様書に定める水質検査の一部が事業計画書に記載されず、実施もされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(北陽ビル管理(株))</p>	<p>県からの指導を受け、当該業務を実施した。</p> <p>また、令和6年度事業計画書においては、業務仕様書に定める当該業務を記載した。</p> <p>加えて、毎月提出する業務報告書においても当該業務を記載するよう改めた。</p>
<p>イ 指定管理に係る事業計画書の審査等が適当でないもの</p> <p>島根県立青少年の家指定管理業務仕様書に定める水質検査の一部が事業計画書に記載されず、実施もされていなかったことについて、確認していなかった。</p> <p style="text-align: right;">(社会教育課)</p>	<p>令和5年度から適切に水質検査業務が実施されるように指定管理者を指導し、当該業務が実施されたことを確認した。</p> <p>また、令和6年度事業計画書においては、業務仕様書に定める当該業務が記載されていることを確認した。</p> <p>加えて、指定管理者から毎月提出される業務報告書においても当該業務を記載するよう改めた。</p>
<p>2 意見</p> <p>(1) 指定管理者制度導入施設</p> <p>ア 施設の適正な管理</p> <p>(該当団体、該当所管課、人事課、管財課)</p> <p>今回監査を行った施設の中には、維持管理業務に関する仕様書に設備の法定点検業務の一部が規定されていないもの(*1)や、仕様書に規定された業務の一部が指定管理者の作成する事業計画書に記載されず実施もされていないものが見受けられた。</p> <p>多くの県民が利用する施設の維持管理業務には万全を期する必要があることから、施設が適正に管理運営されるよう、仕様書に必要な項目や頻度が規定されるとともに、事業計画書にも記載されていなければならない。</p> <p>所管課は仕様書の作成にあたっては、「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライ</p>	<p>所管課及び指定管理者において、仕様書や事業計画書に必要な項目を漏れなく記載し、適切な維持管理業務の実施が徹底されるよう努めるとともに、設備更新等があった際には、法令等を確認し、必要に応じて仕様書等の内容を見直すこととする。</p> <p>なお、人事課及び管財課においては、所管課が施設の適正な管理を行うことができるよう、実施すべき法定点検等について、必要に応じて情報提供を行う。</p> <p>また、毎年実施される指定管理業務評価において、仕様書等に基づいて適切に業務が実施されているかを管財課で審査し、改善が必要と認められる場合には、所管課に対して改善を促すこととしていることから、指定管理業務評価を通じて施設の適正な管理が行</p>

<p>ン」等に従うとともに、法令等に基づく項目や改正内容等を適正に規定する必要がある。</p> <p>また、指定管理者は仕様書に基づいて事業計画書を作成し、所管課は仕様書の内容と合致しているかを確認する必要がある。</p> <p>については、県民が施設を安全に利用できるよう、上記の手順を確実に実施し適正な管理を徹底されたい。</p> <p>(※1) 規定されていなかった法定点検業務については、指定管理者において実施されていた。</p>	<p>われるよう、引き続き取り組んでいく。</p>
<p>イ 施設・設備等の修繕等への対応 (該当所管課、人事課、財政課、管財課)</p> <p>今回監査を行った施設の中には、経年により施設・設備の修繕や更新等が必要な時期となっているものがあった。</p> <p>これらの施設は多くの県民が利用する施設であり、安全に利用できるよう維持管理を適切に行う必要がある。</p> <p>県が所有する施設については、定期点検又は劣化度調査の結果等に基づく優先度に応じた修繕工事等が行われることとなっている。指定管理者からは「施設・設備の修繕や更新について所管課と情報共有をしている」という意見がある一方で、「修繕等の優先度や時期などについて十分な情報提供がない」との意見もあった。</p> <p>については、施設の修繕等に関し、指定管理者と十分な協議・調整や必要な情報提供を行い、適切に実施されたい。</p>	<p>修繕の優先度や時期については、各施設の劣化の進行状況によって順番が前後する可能性があることや、限られた予算の中で修繕工事等を行っていく必要があることなどから、中長期的な計画を具体的に示すことは難しいが、管財課、所管課及び指定管理者の間で十分な協議・調整を図り、指定管理者へ必要な情報提供を行う。</p> <p>なお、施設運営への影響が懸念される大規模修繕等を実施する際には、個別に所管課や指定管理者と事前協議し、実施時期や工事の内容、方法について調整を行っている。</p>

Ⅱ 個別

1 (公財) 島根県育英会

(所管課：総務課、学校企画課、教育指導課)

(1) 団体

【意見】

① 大阪学生会館事業等のあり方と奨学金の未収金対策

大阪学生会館や大学等の学生を対象とした奨学金のあり方については、前回も意見したところであり、県とともに引き続き検討されたい。

また、奨学金の未収金に対し、債権放棄基準の策定や適切に実施するための業務体制について、県とともに検討されたい。

令和4年度の「育英事業検討会」における検討結果、令和6年2月及び5月に示された島根県の提案を踏まえ、大学等の学生を対象とした事業に次の方針で取り組むこととした。

学生会館運営事業については、令和6年度から減価償却引当資産への積立を中止したうえで、令和7年度から寮費減額と入寮生確保にセットで取り組む。

大学等奨学金事業については、今後安定して事業を実施していくために、令和6年度から貸付原資を「特定資産」として区分して管理する。その上で、国の制度の状況なども踏まえ、県の施策と連携した島根県独自の奨学金制度の構築に向けて検討を始める。

また、奨学金の未収金対策については、早い段階での滞納解消を促すため、令和5年12月に督促の方法(時期、内容、通知先等)を見直したところである。一方、長期化している未収金については、今後、奨学金事業を所管する島根県の考え方も踏まえ、債権放棄基準の策定や未収金対策に取り組む育英会の業務体制などについて、県とともに検討を行う。

(2) 所管課(総務課)

【意見】

① 大阪学生会館事業等のあり方と奨学金の未収金対策

団体に対する意見で述べたように、大阪学生会館や大学等の学生を対象とした奨学金のあり方、奨学金事業の未収金対策について、団体や県の関係部局とともに検討されたい。

学生会館事業及び大学等奨学金事業について、県の関係部局と連携のうえ、県出身大学生等へのより効果的な支援となるよう団体とともに対応を検討していく。

奨学金事業の未収金対策についても県の関係部局と連携しながら、効果的な債権管理等が行われるよう、団体とともに対策を検討していく。

<p>(3) 所管課（学校企画課）</p> <p>【意見】</p> <p>① 奨学金の未収金対策</p> <p>団体に対する意見で述べたように、奨学金事業の未収金対策について、団体や県の関係部局とともに検討されたい。</p>	<p>県の関係部局とも連携しながら、効果的な債権管理等が行われるよう、団体ともに対策を検討していく。</p>
<p>(4) 所管課（教育指導課）</p> <p>【意見】</p> <p>① 奨学金の未収金対策</p> <p>学校企画課と同じ</p>	<p>学校企画課と同じ</p>
<p>2 21世紀出雲空港整備利用促進協議会 （所管課：交通対策課）</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 出雲空港の利用促進</p> <p>関係団体等とのより一層の協力のもと、観光施策と連携した利用促進に努められたい。</p> <p>また、既存路線・便数の維持、運航ダイヤ・機材の改善、運賃の低廉化、将来的な定期便の就航を視野に入れたチャーター便の誘致などの要望活動についても、引き続き取り組まれたい。</p>	<p>関係団体と協力し、観光施策と連携した利用促進を図っていく。</p> <p>また、引き続き、利便性向上のため、要望活動に取り組んでいく。</p>
<p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 出雲空港の利用促進</p> <p>団体に対する意見で述べたように、観光施策と連携した利用促進が図られるよう、関係部局と協力し、引き続き必要な支援を行われたい。</p>	<p>今後も引き続き、観光振興課等の関係部局と連携し、効果的な利用促進に向けた支援を行っていく。</p> <p>また、利便性向上に向け、団体が行う要望活動についても、ともに取り組んでいく。</p>
<p>3 萩・石見空港利用拡大促進協議会 （所管課：交通対策課）</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 萩・石見空港の利用促進</p> <p>関係団体と引き続き緊密に連携して、都市間交流、利用促進プランコンテスト、サポーター企業登録などを利用者の増加に着実に結び</p>	<p>引き続き関係団体と緊密に連携し、利用者が増加する取組を継続して実施し、新たな利用者獲得の取組も行うなど、東京線2往復運航の継続に一層取り組む。</p>

<p>付けるとともに、新たな利用者獲得の取組を進め、東京線2往復運航の継続に一層取り組まれない。</p> <p>また、運航期間が年々短縮傾向にある大阪線の継続や運航期間拡大についても引き続き取り組まれない。</p>	<p>また大阪線については、路線維持のためにも、県や地元と連携、協働し、利用が増える取組を行う。</p>
<p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 萩・石見空港の利用促進</p> <p>団体に対する意見で述べたように、東京線の2往復運航維持、大阪線の継続や運航期間拡大に向け、団体に対する適切な支援、関係団体や県関係部局と連携した利用促進、国に対する羽田発着枠政策コンテスト継続の要望などに引き続き取り組まれない。</p>	<p>東京線2往復運航及び大阪線の継続に向け、今後の安定的な需要創出につながるよう、団体に対する支援及び関係団体、県関係部局や航空事業者と連携した利用促進策に取り組む。</p> <p>国に対しては、引き続き羽田発着枠政策コンテストの継続を要望していく。</p>
<p>4 (一社) 隠岐ジオパーク推進機構 (所管課：自然環境課、観光振興課、隠岐支庁県民局)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① ジオパークを活用した隠岐地域振興</p> <p>令和7年に予定されているユネスコ世界ジオパーク再認定審査に向け、ジオツーリズムの向上に資する各種取組を更に進めるなど、適切に対応されたい。</p> <p>また、地元町村や関係団体と連携して、ジオパークの魅力を一層工夫・活用した誘客促進などの取組を進め、引き続き隠岐地域の振興に寄与されたい。</p>	<p>令和7年度に予定されているユネスコ世界ジオパーク再認定審査において再認定を獲得できるよう前回の再認定時に指摘された事項をはじめとする各種取組を進める。</p> <p>また、隠岐4町村や関係団体との連携のもとで、環境・教育・観光の各領域およびこれらの領域にまたがる取組を積極的に進めていくことにより、隠岐諸島の未来像「社会・経済・環境の三方良し」の実現を引き続き図る。</p>
<p>(2) 所管課 (自然環境課)</p> <p>【意見】</p> <p>① ジオパークを活用した隠岐地域振興</p> <p>ジオパークを活用した隠岐地域の振興を推進するため、引き続き県関係部局や関係団体と連携し、機構に対し必要な支援を行われない。</p>	<p>隠岐の4町村、隠岐ジオパーク推進機構をはじめ、県関係部局や関係団体と連携して、ジオパークを活用した一層の隠岐地域の振興に取り組むとともに、隠岐ジオパーク推進機構に対し必要な支援を行っていく。</p>

<p>(3) 所管課（観光振興課）</p> <p>【意見】</p> <p>① ジオパークを活用した隠岐地域振興 自然環境課と同じ</p>	<p>今後も隠岐地域での滞在型旅行商品の開発や販売促進、人材育成が推進されるよう、引き続き県関係部局等と連携し、隠岐ジオパーク推進機構に対し必要な支援を行っていく。</p>
<p>(4) 所管課（隠岐支庁県民局）</p> <p>【意見】</p> <p>① ジオパークを活用した隠岐地域振興 自然環境課と同じ</p>	<p>今後も隠岐地域における滞在型旅行商品の開発や販売促進、人材育成が推進されるよう、引き続き県関係部局や関係団体との連携、また地元駐在の県機関として調整を図りながら、隠岐ジオパーク推進機構に対し必要な支援を行っていく。</p>
<p>5 （公財）島根県環境管理センター （所管課：廃棄物対策課）</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① クリーンパークいずも管理型第4期最終処分場整備の着実な推進 管理型第4期最終処分場の整備について、県や関係機関と連携し、着実に進められたい。</p>	<p>管理型第4期最終処分場整備の着実な推進に向け、県や関係機関との連携、地元との信頼関係を維持しながら取り組んでいく。</p>
<p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① クリーンパークいずも管理型第4期最終処分場整備の着実な推進 団体に対する意見で述べたように、管理型第4期最終処分場の整備が着実に推進されるよう、センターや関係機関と連携して取り組まれたい。</p>	<p>産業廃棄物の適正処理や産業の振興を図っていくため、管理型第4期最終処分場整備が着実に推進されるよう、センターや関係機関と連携して取り組んでいく。</p>
<p>6 アイカム（株） （所管課：健康福祉総務課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 施設使用予約のあり方 総合福祉センターの利用については、使用料の減免を受ける団体の予約のキャンセルが</p>	<p>使用日当日あるいは前日などの直前になって行われるキャンセルは、もともと使用料を支払う必要がなく、キャンセルしたとしても</p>

<p>多く、一般利用者が利用しにくいという課題があり、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて、これまでも意見をしてきたところである。</p> <p>令和元年度の監査意見に対しては、「直前キャンセルが多い団体に対し適正利用について要請を行い、当該団体からは、予約の確定時期を早める等の改善策が提出された」との措置状況が報告され、また令和3年度には減免団体承認基準の見直しをされている。</p> <p>こうした取組がなされているが、今回の監査において指定管理者からは「予約された団体に対する利用の再確認などを行うことによってキャンセルの時期が早くなるなどの改善も見られるが、一方で直前のキャンセルが増加するなど、依然として一般利用者が利用しにくい状況が続いている」との意見があったところである。</p> <p>ついでには、施設の公平かつ効率的な利用が図られ、また一般利用の増加によってメリットシステム（*2）がより機能するよう、予約から使用許可申請の手続きや減免制度の更なる見直しなど、具体的な対応を検討されたい。</p> <p>（*2）メリットシステム</p> <p>指定管理業者の努力によって利用者の増や使用料の増収が可能な施設を対象に、各年度において収入目標額を10%上回った（下回った）場合は、その増（減）収分の1/2について当年度の指定管理料を増（減）するもの。</p>	<p>負担が生じない減免団体の利用の場合に多い傾向にある。</p> <p>このうち、特に入居団体の場合、施設に対して気軽に連絡が取れることから、用務の実施が確定しない段階での安易な仮予約が常習化していることが想定される。</p> <p>予約、使用許可申請の手続きの見直しについては、これまでも予約を行った団体に対する利用の再確認を行っているところであるが、昨年同時期に比べて直前キャンセルの件数が増えている主な団体に対して、所管課職員が個別に訪問し注意喚起を行った。</p> <p>また、減免制度の見直しについては、すべての減免団体に対して、使用しないこととなった際はなるべく早くキャンセルをすること、改善が見られない場合には減免団体の許可の取り消しもあり得ることについて、文書で通知した。</p> <p>今後、引き続き直前のキャンセルが繰り返される場合は、減免団体そのものの承認を取り消すことを検討する。</p>
<p>7 浜田ビルメンテナンス（株） （所管課：健康福祉総務課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 施設使用予約のあり方</p> <p>総合福祉センターの利用については、使用料の減免を受ける団体の予約のキャンセルが多く、一般利用者が利用しにくいという課題があり、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて、これまでも意見をしてきたところである。</p> <p>令和元年度の監査意見に対しては、「直前キ</p>	<p>使用日当日あるいは前日などの直前になって行われるキャンセルは、もともと使用料を支払う必要がなく、キャンセルしたとしても負担が生じない減免団体の利用の場合に多い傾向にある。</p> <p>このうち、特に入居団体の場合、施設に対して気軽に連絡が取れることから、用務の実施が確定しない段階での安易な仮予約が常習</p>

<p>キャンセルが多い団体に対し適正利用について要請を行い、当該団体からは、予約の確定時期を早める等の改善策が提出された」との措置状況が報告され、また令和3年度には減免団体承認基準の見直しをされている。</p> <p>こうした取組がなされているが、今回の監査において指定管理者からは「予約された団体に対する利用の再確認などを行うことによってキャンセルの時期が早くなるなどの改善も見られるが、一方で直前のキャンセルが増加するなど、依然として一般利用者が利用しにくい状況が続いている」との意見があったところである。</p> <p>については、施設の公平かつ効率的な利用が図られ、また一般利用の増加によってメリットシステムがより機能するよう、予約から使用許可申請の手続きや減免制度の更なる見直しなど、具体的な対応を検討されたい。</p>	<p>化していることが想定される。</p> <p>予約、使用許可申請の手続きの見直しについては、これまでも予約を行った団体に対する利用の再確認を行っているところであるが、昨年同時期に比べて直前キャンセルの件数が増えている主な団体に対して、所管課職員が個別に訪問し注意喚起を行った。</p> <p>また、減免制度の見直しについては、すべての減免団体に対して、使用しないこととなった際はなるべく早くキャンセルをすること、改善が見られない場合には減免団体の許可の取り消しもあり得ることについて、文書で通知した。</p> <p>今後、引き続き直前のキャンセルが繰り返される場合は、減免団体そのものの承認を取り消すことを検討する。</p>
<p>8 北陽ビル管理（株） （所管課：社会教育課）</p> <p>(1) 団体 【改善等を要する事項】</p> <p>① 指定管理業務の一部が実施されていないもの</p> <p>島根県立青少年の家指定管理業務仕様書に定める水質検査の一部が事業計画書に記載されず、実施もされていなかった。</p> <hr/> <p>(2) 所管課 【改善等を要する事項】</p> <p>① 指定管理に係る事業計画書の審査等が適当でないもの</p> <p>島根県立青少年の家指定管理業務仕様書に定める水質検査の一部が事業計画書に記載されず、実施もされていなかったことについて、確認していなかった。</p>	<p>県からの指導を受け、当該業務を実施した。</p> <p>また、令和6年度事業計画書においては、業務仕様書に定める当該業務を記載した。</p> <p>加えて、毎月提出する業務報告書においても当該業務を記載するよう改めた。</p> <hr/> <p>令和5年度から適切に水質検査業務が実施されるように指定管理者を指導し、当該業務が実施されたことを確認した。</p> <p>また、令和6年度事業計画書においては、業務仕様書に定める当該業務が記載されていることを確認した。</p> <p>加えて、指定管理者から毎月提出される業務報告書においても当該業務を記載するよう改めた。</p>